

## 「平成29年度 小さな拠点の形成に関する実態調査」の調査概要及び調査要領

## 1. 調査概要

## (1) 本調査の対象とする小さな拠点

「小さな拠点」については、明確な定義はありませんが、本調査においては、以下の概念に該当する施設や場所（地区・エリア）を調査対象とします。必ずしも「小さな拠点」として明確に位置付けを与えていない場合でも、「小さな拠点」の概念に該当する場合は、本調査の対象とします。

## 【本調査の対象とする「小さな拠点」】

市街化区域を除く、中山間地域等において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等）やコミュニティ機能を維持・確保するため、旧町村の区域や小学校区等の集落生活圏<sup>※</sup>において、生活サービス機能や地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保している施設や場所・地区・エリア

※集落生活圏：単一又は複数の集落及び周辺農用地等で構成された自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成している圏域。なお、基本的に、集落生活圏に一つの「小さな拠点」となります。

（注）本調査では、都市計画法の市街化区域に指定されている区域に立地する拠点は対象としておりません。

〔小さな拠点の概念図〕



### 【調査対象とする小さな拠点の具体イメージ】

本調査の対象とする「小さな拠点」については、例えば、以下のような地区や施設です。あくまで例示ですので、これ以外の場合も前ページの内容に該当すれば、本調査の対象として下さい。

- ・旧町役場周辺に、旧役場庁舎を活用した支所や地域交流センター、小学校、郵便局、商店、バス停等が歩いて回れる程度の範囲に従来から集積しており、引き続き、地域（集落生活圏）の中心拠点として機能している地区（エリア）【従来から機能・施設が集積しているエリア】
- ・廃校となった小学校校舎を活用し、旧校舎を改修して、地域住民の活動拠点センターや小規模売店を新たに設置するとともに、近隣にあった老朽化した診療所や老人福祉センターを移設集約した施設【既存施設を活用し、機能を集約した施設】
- ・新たに道の駅を整備し、道の駅を中心施設として、今後、地域内の生活機能や交流機能の拠点として整備を図っていく地区（エリア）【新規に整備するエリア】

※必ずしも新規に施設を整備する場合や施設を移転・集約する場合を対象とするものではなく、従来からある集落の中心機能を維持していくことも小さな拠点の対象となります。また、「小さな拠点」という名称を使用している必要はありませんので、本調査で示している小さな拠点の概念に該当する場合は、幅広く調査への回答をご検討下さい。

※本調査の対象とする小さな拠点は、中山間地域や農村部を主に対象と考えており、明確な定義はありませんが、特に都市部や市街地（都市計画法の市街化区域）における機能が集積しているエリアや施設は対象としません。

### （2）調査主体

本調査は、内閣府地方創生推進事務局が実施する調査です。調査に当たっては、都道府県を通じて実施します。

## 2. 調査要領

### 【留意事項】

- ・平成29年5月末時点の状況についてご回答下さいますようお願いいたします。
- ・回答様式：調査票（エクセルファイル）に、本調査要領に記載されている事項をご回答下さい。昨年11月にご回答いただいた結果を取りまとめたものより市街化区域の箇所を除いたものを回答様式としております。既に記載されているものにつきましては、必要に応じて修正をお願いいたします。
- ・エクセルファイルのセルの分割や列の挿入等はお控え下さい。
- ・調査票（エクセルファイル）は、【様式1】と【様式2】にシートが分かれていますのでご注意ください。問①については【様式1】に、問②については【様式2】に記入して下さい。
- ・頂いた回答について、詳細の確認のため、ご回答いただいた担当者様に内閣府より直接お問合せする場合があります。
- ・回答については、関係府省内で共有させていただきます。
- ・公表が可能な箇所については、以下の項目について、「全国小さな拠点リスト」として内閣府ホームページ等で公表させて頂く予定です。
- ・回答内容によっては、小さな拠点の概念に該当しないと判断される箇所については、集計からは除外させて頂く場合があります。

### 【前回調査からの変更点】

- 公表の可否：上記のとおり、【様式2】のうち以下の項目については公表させて頂く予定です。公表を希望されない場合は、【様式2】「公表の可否」におきまして「②公表不可」を選択してください。

（公表する項目）

既に形成されている小さな拠点について、

- 問②-1 基礎情報
  - ・都道府県
  - ・市町村
- 問②-2
  - ・小さな拠点の名称又は所在地区名
  - ・既存 or 新規予定
- 問②-3 対象範囲（集落生活圏）
  - ・範囲
  - ・人口
- 問②-5 市町村計画への位置付け
  - ・市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）への位置付け
- 問②-9 地域運営組織
  - ・主な地域運営組織の名称
  - ・主な地域運営組織の法人格
  - ・主な地域運営組織の活動内容
- その他

・ 関連ホームページ

- 前回調査からの変更：それぞれの状況に応じ、リストから選択してください。「②変更あり」を選択した場合は、変更項目を赤字で記載してください。また、「④削除」を選択した場合は、既に記載されている内容の削除は不要です。
- 関連ホームページ：小さな拠点や主な地域運営組織について、関連ホームページがある場合はそのURLを記入してください。

問①：【対象：すべての市区町村】

貴市区町村の小さな拠点の形成状況について、以下の設問にお答え下さい

回答は、調査票の【様式1】にご記入下さい

・ 問①-1：現在、小さな拠点を形成しているか（選択式）

現在、貴市区町村内で既に「小さな拠点」を形成していれば、「①あり」を選択。形成していない場合は「②なし」を選択。

ありの場合は、「小さな拠点」の数を記入。

・ 問①-2：今後、小さな拠点を形成する予定、取組があるか（選択式）

今後、貴市区町村内で「小さな拠点」を形成する予定があれば、「①あり」を選択。形成する予定がない場合は「②なし」を選択。

ありの場合は、今後形成予定の「小さな拠点」の数を記入。

※都市部のみを抱える市町村で、中山間地域や農村部等がなく「小さな拠点」の形成が考えられない市町村については、いずれも「②なし」と回答して下さい。

問②：【対象：問①で「小さな拠点」の形成が有または予定ありと回答した市区町村】

各「小さな拠点」における施設の整備状況等について、「小さな拠点」ごとに以下の設問にお答え下さい

回答は、調査票の【様式2】にご記入下さい

・ 問②-1：基礎情報

公表の可否（選択式）

：小さな拠点に関する情報の公表可否について、以下のリストから選択して下さい。

①公表可

②公表不可

前回調査からの変更（選択式）

：前回調査と比較した現在の状況について、以下のリストから選択してください。

①変更なし

②変更あり

③追加

④削除

都道府県（選択式）

：小さな拠点が所在する都道府県名をリストから選択して下さい。

市町村（直接入力）

：小さな拠点が所在する都市町村名をリストから選択して下さい。

・問②－２：小さな拠点の名称又は所在地区名（直接入力）

：小さな拠点に名称があれば名称を、名称がなければ、小さな拠点が形成されている（又は形成予定）の所在場所の地区名・集落名を記入して下さい。

住所（直接入力）

：小さな拠点の所在場所の住所を、市町村名から記入して下さい。なお、特定の一施設ではなく、エリアを指す場合には、町丁目や大字までの記入で構いません。

既存 or 新規予定（選択式）

：小さな拠点が既に形成されていれば、①既存を、今後形成する予定（又は市町村の計画等で小さな拠点として位置付ける場合等も含む）であれば、②新規予定を選択して下さい。

・問②－３：対象範囲（集落生活圏）

範囲（選択式）

：小さな拠点の対象とする日常生活圏である集落生活圏の範囲について、以下のリストから選択して下さい。

- ①中学校区より広い
- ②中学校区
- ③旧中学校区（平成の大合併以降の統廃合の直前まで中学校区があったエリア）
- ④小学校区
- ⑤旧小学校区（平成の大合併以降の統廃合の直前まで小学校区があったエリア）
- ⑥小学校区（又は旧小学校区）より狭い
- ⑦その他

集落数（半角数字を直接入力）

：集落生活圏に存在する集落の数を記入して下さい。（正確に特定できない場合は、概数で構いません）

人口（半角数字を直接入力）

：集落生活圏の人口を記入して下さい。市町村が把握している最新の人口を記入し、正確に特定できない場合は、概数で構いません。

・問②－４：法律上の地域区分

小さな拠点の所在場所について、以下の中から該当する場合に、○を選択して下さい。

複数該当する場合もあれば、いずれも該当しない場合もあります。

- ①都市計画区域のうち市街化調整区域
- ②非線引き都市計画区域のうち用途地域指定区域
- ③非線引き都市計画区域のうち用途地域非指定区域
- ④農業振興地域（農用地区域に指定されている場合も含む）

非線引き都市計画区域とは、市街化区域・市街化調整区域が設定されていない都市計画区域をいいます。
---

・問②－５：市町村計画への位置付け

地域再生計画への位置付け（選択式）

: 小さな拠点について、地域再生法に基づく地域再生計画に何らかの位置付けがあるかについて、以下のリストから選択して下さい。

- ①位置付けあり（既に地域再生計画を作成し、大臣認定を受けている場合）
- ②今後、策定予定
- ③なし

地域再生計画の内容（選択式）

: 地域再生計画に①位置付けあり、又は②今後、策定予定を選択した場合、当該地域再生計画において、小さな拠点について、どのような特例措置を位置付けたか（位置付ける予定か）をリストから選択して下さい。

- ①地方創生交付金の活用（地方創生加速化交付金（H27 年度補正予算）、地方創生推進交付金（H28、H29 年度当初予算）、地方創生拠点整備交付金（H28 年度補正予算）等の活用）
- ②地域再生土地利用計画の策定（地域再生法第 17 条の 7）
- ③自家用有償旅客運送者による少量貨物輸送の活用（地域再生法第 17 条の 13）
- ④小さな拠点税制の活用（地域再生法第 16 条）
- ⑤その他

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）への位置付け（選択式）

: 小さな拠点について、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）へ位置づけている場合、○を選択してください。「小さな拠点」という言葉を使用していなくとも、本調査の対象としている小さな拠点と同様のエリア等に関する記述がある場合には、○を選択してください。

市町村計画への位置付け（地域再生計画、地方版総合戦略以外）（直接入力）

: 小さな拠点について、地域再生計画及び地方版総合戦略以外の市町村計画へ位置づけている場合、計画名を入力してください。「小さな拠点」という言葉を使用していなくとも、本調査の対象としている小さな拠点と同様のエリア等に関する記述がある計画も含まれます。

・問②－6：現在ある主な拠点施設

小さな拠点のエリア内に現在ある施設について、以下のリストに該当する施設がある場合、○を選択して下さい。以下のリストにない施設がある場合には、「その他既存施設・備考」欄に記入して下さい。（複数回答可）

- a 市役所・町村役場の本庁
- b 市役所・町村役場の支所・出張所、行政窓口
- c 公民館（分館も含む）（社会教育法上の公民館）
- d 地域交流センター等地区住民の活動拠点施設（公民館以外で、集落生活圏のエリア全体を対象とした住民の交流や活動拠点施設（事務所機能や集会機能を持つ施設）。町内会館や自治会の集会所等は含まない。）
- e 郵便局（簡易郵便局も含む）
- f 農協
- g 銀行、信用金庫等金融機関（郵便局、農協除く）
- h ATM（郵便局や農協等の他の施設に併設している場合も含む）

- i 保育所・幼稚園（認定こども園も含む）
  - j 小学校
  - k 中学校
  - l 高等学校
  - m 運動施設（運動場、体育館等）、公園、広場（運動施設については学校の施設は除く）
  - n 医療施設（病院、診療所等）
  - o 老人福祉施設、地域包括支援センター
  - p ガソリンスタンド（自動車に揮発油を給油するための施設（給油所）。灯油のみを販売する店舗は含まない。）
  - q 食料品・日用品販売店（スーパー、コンビニ、個人商店等）
  - r 飲食店（食堂、レストラン、喫茶店等）
  - s 道の駅
  - t 物産・観光施設（道の駅以外）
  - u 宿泊施設（旅館業法上の宿泊施設）
  - v 鉄道駅
  - w バス停留所（民営・公営の路線バスや、コミュニティバスの乗降所。自由乗降の場合も、小さな拠点が運行路線に含まれ、乗降可能であれば含む。）
- ※1つの施設に複数の機能がある場合は、それぞれ該当する施設（機能）に○をつけて下さい。
- 例：支所に公民館、農協、ATMが併設している場合は、「b 市役所・町村役場の支所・出張所、行政窓口」、「f 農協」、「h ATM（上記の施設に併設している場合も含む）」に○をつける。

・問②-7：今後整備予定の拠点施設

施設分類・名称等（直接入力）

：今後、小さな拠点（予定を含む）において、拠点施設の整備を予定している場合は、主な施設を3つまで、施設分類や名称等を記入して下さい。

記入例：道の駅、小学校廃校跡を活用し住民活動拠点・小規模商店等を整備予定、古民家を改修した農産物加工施設 等

整備時期（選択式）

：拠点施設の整備を予定している場合、整備時期（施設の完成時期）について、以下のリストから選択して下さい。

- ①H30.3まで
- ②H31.3まで
- ③H32.3まで
- ④H33.3まで
- ⑤H33.4以降
- ⑥未定（構想段階等）

（注）「整備時期」については前回調査からリストが変更されているため、【様式2】からは全ての回答を削除しております。お手数ですが、再度選択して下さい。

・問②-8：交通ネットワーク

都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通の有無（選択式）

: 公共交通について、都市部（市町村の中心部を含む）と小さな拠点を結ぶ路線の有無を、以下のリストから選択して下さい。

- ①あり
- ②なし（今後開設予定）
- ③なし（予定もなし）

小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通の有無（選択式）

: 公共交通について、小さな拠点と周辺集落を結ぶ路線の有無を、以下のリストから選択して下さい。

- ①あり
- ②なし（今後開設予定）
- ③なし（予定もなし）

種類（選択式）

: 公共交通がある場合、以下のリストから種類を選択して下さい。複数の公共交通がある場合には、主なものを一つ選択して下さい。

- ①鉄道・軌道
- ②民営路線バス（一般乗合）（コミュニティバス含む）
- ③公営路線バス（一般乗合）（コミュニティバス含む）
- ④乗合タクシー
- ⑤自家用有償旅客輸送
- ⑥その他

小さな拠点の交通結節機能の有無（選択式）

: 公共交通がある場合、小さな拠点エリア内の交通結節機能について、以下のリストから選択してください。また、乗継ぎありとは、小さな拠点においてバスからバス、バスから乗合タクシー等への乗継ぎができる場合をいいます。なお、乗継ぎ施設的具体例としては、バスシェルターや待合所等が挙げられます。

- ①小さな拠点における乗継ぎあり（乗継ぎ施設あり）
- ②小さな拠点における乗継ぎあり（乗継ぎ施設なし）
- ③小さな拠点における乗継ぎなし

地域公共交通網形成計画の作成実績（選択式）

地域公共交通網形成計画とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく計画です。

: 小さな拠点を結ぶ公共交通を含んだ地域公共交通網形成計画について、以下のリストから選択してください。

- ①作成済
- ②作成なし（予定あり）
- ③作成なし（予定なし）

・問②－9：地域運営組織

地域運営組織とは、集落生活圏において課題解決に持続的に取り組む住民組織（法人格のない任意団体含む）をいいます。

地域運営組織の有無（選択式）



: 小さな拠点の対象とする日常生活圏である集落生活圏の範囲において、地域運営組織の有無を以下のリストから選択して下さい。

- ①あり
- ②なし

主な地域運営組織の名称（直接入力）

: 地域運営組織がある場合には、名称を記入して下さい。複数の地域運営組織がある場合には主な組織ひとつの名称を記入して下さい。

主な地域運営組織の法人格（選択式）

: 上記で記入した主な地域運営組織の法人格について、以下のリストから選択して下さい。

- ①法人格のない任意団体
- ②NPO 法人（認定 NPO 除く）
- ③認定 NPO 法人
- ④一般社団法人
- ⑤公益社団法人
- ⑥認可地縁団体（地方自治法に基づく）
- ⑦社会福祉法人
- ⑧株式会社
- ⑨合同会社
- ⑩その他の法人格

主な地域運営組織の活動内容（直接入力）

: 上記で記入した主な地域運営組織の活動内容を記入して下さい。活動内容が多岐に渡る場合には代表的な活動を記入して下さい。

記入例：公民館の指定管理、高齢者見守り、小規模商店の運営、無償送迎サービス 等

主な活動拠点の施設名称（直接入力）

: 上記で記入した主な地域運営組織の活動拠点となっている施設の名称を記入して下さい。なお、活動拠点が無い場合は記入する必要はありません。

記入例：〇〇地区公民館、△△コミュニティセンター 等

・その他： 各「小さな拠点」の補足情報について、以下の設問にお答え下さい

回答は、調査票の【様式 2】にご記入下さい

備考（自由記述）

: 小さな拠点や主な地域運営組織に関する補足的な情報がありましたら、記入して下さい。特になければ記入する必要はありません。

関連ホームページ（自由記述）

: 小さな拠点や主な地域運営組織に関するホームページが開設されておりましたら、記入して下さい。市町村のホームページでも各地域が開設したホームページでも結構です。複数ある場合は、同一のセルに改行（Alt+Enter）して記入してください。特になければ記入する必要はありません。

以上